

横須賀市訓令甲第 9 号

中学校完全給食推進本部設置規程を次のように定める。

平成28年 8 月 19 日

横須賀市長 吉 田 雄 人

中学校完全給食推進本部設置規程

(設置)

第 1 条 市立中学校における完全給食の実施について必要な事項を検討するため、庁内に中学校完全給食推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 本部は、別表第 1 に掲げる職員を本部員として組織する。

(本部長等)

第 3 条 本部に本部長及び副本部長を置く。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 本部長に事故があるときは、沼田副市長がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 本部の会議は、本部長が招集する。

2 本部は、必要に応じて本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 5 条 本部に専門的な事項を検討するため、専門部会を置く。

2 専門部会は、別表第 2 に掲げる職員を部会員として組織する。

3 専門部会に部会長を置き、教育委員会事務局学校教育部長をもって充てる。

4 部会長は、専門部会において検討した事項を本部に報告しなければならない。

5 部会員は、会議に出席できない場合は、代理人を出席させなければならない。

6 第 3 条第 3 項及び前条の規定は、部会長の職務及び専門部会の会議について準用する。

(庶務)

第 6 条 本部及び専門部会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部学校保健課において行う。

(その他の事項)

第7条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

市長 副市長 上下水道局長 教育長 政策推進部長 政策推進部渉外 担当部長 総務部長 財政部長 財政部市税担当部長 市民安全部長 市民部長 福祉部長 健康部長 こども育成部長 環境政策部長 資源 循環部長 経済部長 経済部観光担当部長 都市部長 土木部長 港湾 部長 上下水道局経営部長 同技術部長 消防局長 市議会事務局長 教育委員会事務局教育総務部長 同学校教育部長 選挙管理委員会事務 局長 監査委員事務局長
---

別表第2 (第5条第2項関係)

教育委員会事務局学校教育部長 政策推進部基地対策課長 財政部財政 課長 同資産経営課長 市民安全部危機管理課長 健康部保健所生活衛 生課長 環境政策部環境管理課長 資源循環部資源循環総務課長 同廃 棄物対策課長 都市部公共建築課長 同開発指導課長 同建築指導課長 上下水道局技術部給排水課長 消防局予防課長 教育委員会事務局教 育総務部学校管理課長 同学校教育部学校保健課長
--